15	電球色		d	67.5
	昼白色		e	65.0
	昼光色		f	60.8
25	電球色	蛍光ランプが露出しているもの	g	72.4
		区分名がｇ以外のもの	h	69.1
	昼白色	蛍光ランプが露出しているもの	i	69.5
		区分名がｉ以外のもの	j	66.4
	昼光色	蛍光ランプが露出しているもの	k	65.2
		区分名がｋ以外のもの	l	62.3

備考　「蛍光ランプの大きさの区分」とは、日本工業規格Ｃ 7620―２に規定する大きさの区分をいう。

⑶　照明器具のうち、電球形蛍光ランプ以外のもの（以下「蛍光灯器具」という。）の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（平成24年４月１日に始まり平成25年３月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する蛍光灯器具のエネルギー消費効率を第３表の左欄に掲げる区分名毎に出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

第３表

区分				基準エネルギー消費効率
使用する用途	蛍光ランプの形状	蛍光ランプの大きさの区分	区分名	
施設用	直管形のもの又はコンパクト形のもののうち２本管形のもの	蛍光ランプの大きさの区分が86以上の蛍光ランプを使用するもの	Ⅰ	100.8
		区分名がⅠ以外のもの	Ⅱ	100.5
	コンパクト形のもののうち２本管形以外のもの		Ⅲ	61.6
家庭用	環形のもの又は直管形のもの	使用する蛍光ランプの大きさの区分の総和が70以上のもの（蛍光ランプの大きさの区分が20の直管形蛍光ランプを使用するものを除く。）	Ⅳ	91.6
		区分名がⅣ以外のもの	Ⅴ	78.1
卓上スタンド用	直管形のもの又はコンパクト形のもの		Ⅵ	70.8

備考　「蛍光ランプの大きさの区分」とは、直管形蛍光ランプのうち、高周波点灯専用形蛍光ランプにあっては日本工業規格Ｃ 7617―２の２．３．１に規定する定格ランプ電力をいい、それ以外のものにあっては日本工業規格Ｃ 7617―２の２．３．１に規定する大きさの区分をいい、コンパクト形蛍光ランプ又は環形高周波点灯専用形蛍光ランプにあっては日本工業規格Ｃ 7618―２の２．３．１に規定する定格ランプ電力をいい、環形高周波点灯専用形蛍光ランプ以外の環形蛍光ランプにあっては日本工業規格Ｃ 7618―２の２．３．１に規定する定格ランプ電力又は大きさの区分をいう。また、これらの規格に規定のない蛍光ランプにあっては定格ランプ電力の数値とする。ただし、環形高周波点灯専用形蛍光ランプのうち高出力点灯するものにあっては、高出力点灯時のランプ電力の数値とする。

２　表示事項等

２―１　表示事項

照明器具（家庭用品品質表示法施行令（昭和37年政令第390号）別表第３号（十五）の卓上スタンド用けい光燈器具を除く。）のエネルギー消費効率に関し、製造事業者等は、次の事項（電球形蛍光ランプについては、ロを除く。）を表示すること。

イ　品名及び形名
ロ　蛍光ランプの型式
ハ　区分名
ニ　全光束
ホ　消費電力
ヘ　エネルギー消費効率
ト　製造事業者等の氏名又は名称

２―２　遵守事項

⑴　全光束は、３―１に規定する方法により測定した数値をルーメン単位で表示すること。
⑵　消費電力は、３―２に規定する方法により測定した数値をワット単位で表示すること。
⑶　エネルギー消費効率は、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第５下欄に掲げる数値をルーメン毎ワット単位で小数点以下１桁まで表示すること。
⑷　２―１に掲げる表示事項の表示は、包装容器又はカタログに記載して行うこと。

３　エネルギー消費効率の測定方法

照明器具のエネルギー消費効率は、３―１に定める方法に従い測定した全光束をルーメンで表した数値を、３―２に定める方法に従い測定した消費電力をワットで表した数値で除して得られる数値とする。

３―１　全光束の測定方法

⑴　電球形蛍光ランプの全光束は、日本工業規格Ｃ 7620―２の付属書Ａに規定する方法により測定した数値とする。
⑵　蛍光灯器具の全光束は、直管形蛍光ランプにあっては日本工業規格Ｃ 7617―２の付属書Ｂに、コンパクト形蛍光ランプ又は環形蛍光ランプにあっては日本工業規格Ｃ 7618―２の付属書Ｂに規定する方法により測定した蛍光ランプ単体の全光束値に、次に定める方法により算定した安定器出力係数及び温度補正係数を乗じて得た数値とする。

①　安定器出力係数の算定
安定器出力係数は、日本工業規格Ｃ 8020の供試安定器の光出力係数の数値とする。

②　温度補正係数の算定
温度補正係数は、日本工業規格Ｃ 8020の付属書２に規定する数値とする。ただし、環形高周波点灯専用形蛍光ランプ（二重環形のものを除く。）又は同規格に規定のない蛍光ランプにあっては別表に掲げる数値とする。なお、別表において、管壁温度とは、次に定める方法により測定したランプの管壁温度とする。